

平成 15 年 11 月 26 日

各 位

東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
総合警備保障株式会社
代表取締役社長 村 井 温
(東 証 第 1 部 コード 2331)
問合せ先 投資家情報部 前田
電 話 03 - 3478 - 2310

ストックオプション（新株予約権）の具体的発行内容確定に関するお知らせ

当社は平成 15 年 11 月 26 日開催の取締役会におきまして、平成 15 年 6 月 27 日開催の第 38 回定時株主総会で決定いたしました、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権につきまして、下記のとおり具体的な発行内容を確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 新株予約権の発行日
平成 15 年 11 月 26 日
- 2 新株予約権の発行数
5,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
- 3 新株予約権の発行価額
無償
- 4 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 500,000 株
- 5 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
1 株につき 1,338 円
- 6 新株予約権の将来の行使により発行する株式の発行価額の総額
669,000,000 円（1 株につき 1,338 円）

7 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

8 新株予約権の権利行使の条件

- (1) 割当を受けた取締役または執行役員が任期満了したときは、権利行使できる。また、任期満了前に退任し、当社もしくは関係会社の常勤取締役に就任したときも同様とする。
- (2) 割当を受けた従業員が定年退職したとき、または当社の取締役もしくは執行役員に就任したときは、権利行使できる。
- (3) 割当を受けた者は、権利を担保に供することはできない。
- (4) 割当を受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その割当を受けた者の相続人は、1 人に限り権利を継承することができる。ただし、再継承はできない。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と権利を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書に定める。

9 新株予約権の将来の行使により発行する株式の発行価額の総額のうち資本に組み入れる額

334,500,000 円 (1 株につき 669 円)

10 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

11 申し込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社の取締役、執行役員および従業員合計 500 人

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日
平成 15 年 5 月 20 日
- (2) 定時株主総会の決議日
平成 15 年 6 月 27 日

以上